

身体拘束最小化のための指針

1. 身体的拘束最小化に対する基本的な考え方

身体的拘束は、患者の生活の自由を制限し、尊厳ある生活を阻むものである。

患者の尊厳と主体性を尊重し、拘束を安易に正当化することなく、職員一人ひとりが、拘束による身体的・精神的弊害を理解し、緊急時やむを得ない場合を除き、身体的拘束を行わない診療・看護の提供に努める。

2. 基本方針

1) 身体拘束及びその他の行動を制限する行為の原則禁止

緊急やむを得ない場合を除き、身体拘束は原則禁止とする。

2) 身体拘束の定義

抑制帯等、患者の身体又は衣服に触れる何らかの用具を使用して、一時的に患者の身体を拘束する、あるいは、鎮静を目的に向精神薬等の薬剤を使用して運動を抑制する行動の制限をいう

3) 身体拘束等が必要となる可能性を理由に受入れ制限は行わない

4) 病院長は、身体拘束最小化に向けて、病院全体で取り組むことを職員に宣言する

3. 身体拘束最小化のための体制

院内に身体拘束管理委員会を設置する。委員会メンバーは、身体拘束最小化に関わる業務を兼ねるものとする。

1) 身体拘束管理委員会

別途委員会規程あり。

・「身体拘束管理規程」の改訂・管理を行う。

・「身体拘束最小化に関する指針」の改訂・管理を行う。

2) 身体拘束最小化チーム

(1) 構成員

医師・看護師・薬剤師・リハビリ療法士・事務員等を含む多職種で構成する。

(2) 活動と役割

チームとしての活動と身体抑制等の実施状況の評価は、身体拘束管理委員会内にて行う。

内容としては、

- ①身体拘束の実施状況を把握と職員への周知徹底
- ②身体拘束を最小化にするための指針の管理
- ③身体拘束最小化に向けた取り組みについての検討。
- ④身体拘束が行われている病棟の定期的な巡回。
- ⑤身体的拘束用具の使用状況の把握。

検討した内容については、議事録を作成し、病院長に報告後、院内ホームページに掲載し、周知する。

4. やむを得ず身体拘束を実施する場合の対応

- 1)「身体拘束管理規程」を整備し、適正な身体拘束の実施、管理を行う。
- 2)緊急やむを得ず身体拘束を行う場合は、身体拘束の3要件を満たし、本人及び家族の同意を得て行い、最小限の拘束にとどめる。
- 3)身体拘束を開始した場合、日々のカンファレンスにより、解除に向けた検討を行う。

5. 身体拘束最小化に向けた研修

入院患者に関わる職員に対して、身体拘束最小化のための研修を実施する。

- 1)定期的な教育研修を年に2回開催する。
- 2)状況に応じ、必要な教育・研修を実施する。

6. 丸の内病院における身体拘束に対する姿勢の周知

「身体拘束最小化に関する規程」は、院内掲示及び、ホームページに掲載し、当院の姿勢について周知する。

身体的拘束最小化の取り組みについて

当院では、患者さまの自由と尊厳を尊重し、原則として身体的拘束を行わない方針を徹底しています。

※医療安全上やむを得ない最優先の緊急事態(生命の危険等)を除き、切迫性・非代替性・一時性の3要件を慎重に判断した上で、組織的に最小限の範囲で対応いたします。

○身体的拘束最小化チームの設置

医師、看護師、多職種による専門チームを組織し、個別のケア方針の検討を行っています。

○代替ケアの検討:

拘束が必要となる原因(認知症の周辺症状や点滴抜去リスク等)に対して、環境調整や見

守り、コミュニケーションの工夫等による代替手段を優先します。

○職員研修の定期実施：

全職員を対象に、身体的拘束最小化に向けた意識向上と具体的なケア技術に関する研修を年 2 回以上実施しています。

○早期解除への評価：

やむを得ず実施した場合でも、毎日その必要性を再評価し、1 時間でも早い解除に努めています。

身体的拘束の実施状況(2025 年度 実施率の推移)

当院では日頃の取り組みの成果を客観的に評価するため、身体的拘束実施率を算出し、さらなる削減に向けて改善を続けております。